

厚生労働大臣	田村 憲久 様
厚生労働副大臣	山本 博司 様
厚生労働副大臣	三原じゅん子様
厚生労働大臣政務官	大隈 和英 様
厚生労働大臣政務官	こやり 隆史 様
厚生労働事務次官	樽見 英樹 様
中央社会保険医療協議会会長	小塩 隆士 様
中央社会保険医療協議会委員	各 位
厚生労働省保険局医療課長	井内 努 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 亮



「重症度、医療・看護必要度」等コロナ禍における施設基準の特例、経過措置の延長 を求める緊急要望書

謹 啓

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日本の社会保障制度拡充のために、またこの度の新型コロナウイルス感染症拡大に対し、日夜ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

さて、コロナ禍の状況を踏まえ、昨年8月31日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」で、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等の施設基準の特例を認めたり、本年3月10日の事務連絡「令和2年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて」で経過措置期限の延長を示したりしていただいている。

しかし現在、コロナワクチン接種の普及で高齢者の重症化は一定抑えられているものの、第五波となる新型コロナ感染者はこれまでとは比較できないほど大幅に増加。本来であれば入院が必要である状態にもかかわらず、自宅療養を余儀なくされ、命を落とされる、また、コロナ以外の診療も十分に受けられない状況が発生し、「医療壊滅」が近いと呼ばれる事態にまで陥りました。緊急事態宣言は、京都府をはじめ21都道府県に発令されるに至っています。

当協会が京都府内病院を対象に実施した「新型コロナによる施設基準の臨時的取扱いと施設基準管理に係る実態調査」によると、現在の医療現場では、マンパワーや医療従事者の気持ちの余裕が不足し、コロナ禍の影響で、引き続き平時の施設基準維持が困難な状況にあることが明らかとなりました。今こそ、社会インフラである病院の経営を成り立たせ、新型コロナウイルス感染症にしっかりと対峙することが必要です。

つきましては、このような現状を踏まえて戴き、下記内容の実現を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

謹 言

記

- 令和2年8月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」で示された、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等の施設基準の特例、及び令和3年3月10日付事務連絡「令和2年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて」で示された経過措置期限の延長について、

(さらに) 延長すること

- 一. 「緊急事態宣言」発令の有無等にかかわらず、あらゆる施設基準について、コロナ禍が収束しない当面の間は要件を満たしているとみなすこと
- 一. 2022 年度（令和 4 年度）診療報酬改定は、コロナ禍における施設基準管理の状況をきちんと検証したうえで行い、医療現場に負担がかからないようにすること
- 一. 将来に向けて、有事にも十分対応できるよう、医療従事者（マンパワー）の確保に最大限努めること
- 一. 新型コロナウイルスに係るリスクコミュニケーションをしっかり行い、結果として医療現場の負担軽減、施設基準への影響軽減に資すること

以上